

## 土木森林環境委員会会議録

日時 平成20年10月6日(月) 開会時間 午前10時10分  
閉会時間 午後1時32分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 山下 政樹  
委員 深沢登志夫 皆川 巖 鈴木 幹夫 樋口 雄一  
白壁 賢一 仁ノ平尚子

委員欠席者 副委員長 堀内 富久

説明のため出席した者

県土整備部長 下田 五郎 県土整備部次長 丹澤 博  
県土整備部技監 宮田 文夫 県土整備部技監 河西 邦夫  
総括技術審査監 山本 力 県土整備総務課長 小幡 尚弘  
美しい県土づくり推進室長 野田 祥司 建設業対策室長 斉藤 倍造  
技術管理室長 井上 和司 用地課長 飯室 博 道路整備課長 上田 仁  
道路企画室長 小池 雄二 道路管理課長 小島 康夫 治水課長 樋川 和芳  
砂防課長 宮澤 佐敏 都市計画課長 手塚 茂昭 下水道課長 小野 邦弘  
住宅課長 末木 正文 建築指導課長 望月 等 営繕課長 山本 誠司

森林環境部長 戸島 義人 林務長 千野 博 森林環境部理事 橘田 和正  
森林環境部次長 長山 勝典 森林環境部次長 宮下 正範  
森林環境部技監 前山 堅二 森林環境部参事 石山 利男  
森林環境総務課長 宮島 茂 環境創造課長 渡邊 洋平  
大気水質保全課長 森沢 敬 環境整備課長 橘田 恭  
廃棄物不法投棄対策室長 時田 寛幸 みどり自然課長 望月 洋一  
森林整備課長 岩下 正孝 林業振興課長 馬場 敏郎 県有林課長 杉村 直英  
治山林道課長 深沢 武

議題 第九十二号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境  
委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係  
のもの及び第三条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの  
第九十四号 平成二十年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算  
第九十五号 契約締結の件  
第九十六号 変更契約締結の件  
第九十九号 訴えの提起の件  
第 百 号 訴えの提起の件

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時10分から午前11時50分まで県土整備部関係、休憩をはさみ  
午後1時5分から午後1時32分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

第九十二号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第三条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第九十四号 平成二十年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第九十五号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第九十六号 変更契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 百 号 訴えの提起の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## 所管事項

### 質疑

#### (美しい景観づくりについて)

仁ノ平委員

本会議でも伺ったことですが、美しい県土づくり、景観づくりについて、もう少し詳しく伺いたいと思います。

まず初めに、美しい景観づくりのためには身近な市町村の取り組みが大変大切だと思います。現在の市町村の取り組み状況をまず教えていただきたいです。

野田美しい県土づくり推進室長

景観につきましては、平成16年度に景観法が施行されました。この法律において、市町村が地域の景観づくりを行う主体となり、地域の特色に応じた景観形成が可能となるような法律の枠組みが制定された次第でございます。それには市町村がまず景観行政団体になっていただきまして、具体的な景観の計画を策定することが必要であります。

現在、富士河口湖町、山中湖村、南アルプス市、北杜市、忍野村の5つの市町村が具体的に景観計画の策定作業を行っているところでございます。また、その他の市町村におきましても、早期に景観計画を策定するように働きかけを行っている次第でございます。

仁ノ平委員

今のご答弁の中に市町村が景観計画というものをつくるのだというお話があったんですが、それはどのような内容であるかを教えてください。

野田美しい県土づくり推進室長

景観計画については景観法の第8条に書いてございまして、必須事項と選択事項があります。必須事項としましては、エリア、区域を決めることがまず一つ。それから、景観計画の区域の中におきまして、良好な景観を形成するための方針、これは具体的な景観資産とかの取り組み、それから考え方を明記するわけです。それから、良好な景観を形成するために行為の制限、ルールをつくるんですけれども、そういうものを盛り込むことが求められています。選択事項としては、例えば景観重要公共施設とか、それ以外のことがございます。

仁ノ平委員

ちょっと話が戻るんですが、今、教えていただいた景観計画ですが、現在は5つの市町村でしか策定の作業を行っていないわけですよね。いずれ全市町村につくるように県は働きかけを行うという理解でよろしいですか。

野田美しい県土づくり推進室長

今、お話がありましたように、まず基本的には、すべての市町村で景観計画をつくっていただくという形がやはり望ましいわけですね。ただ、今の状態でいきまして、それぞれの市町村におきましては、事情がありまして、取り組みが早いところが先ほど言いましたように、5つの市町村でございます。さらに幾つかの市町村が来年度以降、具体的な取り組みに臨むような考えを聞いております。

仁ノ平委員

今の5つには甲府市も入っていないし、ほんとうにこれからだなと思って伺

ったんですけれども、市町村が景観計画を策定するわけですが、県の大きな後押しも必要だと思うんです。そこで、県・市町村はどのように役割を分担して進めていくのかを教えてください。

野田美しい県土づくり推進室長

景観計画をつくるに当たりまして、県としましては、景観形成の基本方針を示すガイドラインを策定して、市町村の支援を行っております。また景観形成の推進という形で、電線類の地中化など景観に配慮した事業。それから、景観のセミナー、勉強会などを通じまして、住民や事業者へ啓発や支援を行っております。これらを通じて、市町村で景観計画を策定いただきまして、市町村もみずからの景観事業をやっていただく。それから、住民や事業者に呼びかけまして、支援、協働、協力して働いていただくことが必要と考えております。

仁ノ平委員

本会議でも、今年度中に県が景観形成のガイドラインをつくるんだというご答弁がありました。今のお話の中にも県がガイドラインをつくるということが出てきたんですが、どのように策定していくのか、その中に専門家の方に入っていただくのか、どのような具体的な内容になるのかなどについて教えてください。

野田美しい県土づくり推進室長

今年度、策定に当たりましては景観審議会を開催いたしまして、その委員としましては学識経験者である大学の先生、景観の先生、色彩・まちづくりの専門家、各種団体の代表者の皆さんの意見をいただきながら策定を進めております。また、パブリックコメント制度を活用しまして、県民の意見を広くいただくことを考えております。

仁ノ平委員

本会議でも景観形成には住民参加、住民の声が大切ではないかと述べましたし、今、室長からも「協働」という言葉が出てきたんですが、特に景観づくりにあっては県民の理解、県民の合意が大変大切だと思うんですけれども、それをどのように進めていくのか、どう合意を図っていくのかという点について、どういうお考えがあるかお話しください。

野田美しい県土づくり推進室長

ご質問のとおり、景観づくりにおきまして住民の参加、住民の合意は非常に重要でございまして、まず市町村が景観計画を策定する前に地域住民の参加によりまして原案づくりを行います。具体的には景観についての講習会を開いたり、ワークショップを開催。それから、まち歩き、フィールドワークと言ってますけれども、まち歩きをしまして、それぞれの地域の景観の資源の見直しをするということなどを通じまして、景観のよさを認識しまして、原案をつくる。その上で住民への説明会を開催しまして、住民の意見を反映したものをつくるといった手順が必要かと思っております。このような過程を経まして、地元の住民と手を携えて景観づくりをすることが非常に重要ではないかと考えています。

仁ノ平委員

ぜひこの美しい景観づくりを通じて、県民が我が町、我がふるさと、我が県を愛するような取り組みであってほしいし、またともに行政と住民が学びながらの息の長い景観づくりの取り組みであってほしいと心から願ってお

ります。

この質問の最後になるんですが、先ほど室長のご答弁の中で、あるいは本会議でも知事から特に電線類の地中化事業を重点的に推進するというお言葉がありました。これまでも電線地中化の計画があったと思うんですが、それを変更してさらに重点的に行うのか、電線類の地中化事業を重点的に行うとはどういうことなのかお聞かせください。

小島道路管理課長 「チャレンジ ミッション'08」でも示しましたのとおり、平成20年度につきましては県管理道路において2.5キロの地中化を予定しております。今年度は、平成21年から25年度までの次期の地中化の5カ年計画を策定する年になっております。これから作業にかかるわけでございますけれども、従来から街中の幹線道路については重点的に整備を進めてまいりましたし、緊急輸送道路で、特に電柱が倒れますと緊急車両が通れないところについても重点的に整備してきたところでございますけれども、次の5カ年計画につきましては、富士山の世界文化遺産登録という話もございますので、富士五湖地域での取り組みを強めていきたいと考えております。

仁ノ平委員 電線、電柱は気になり出すとほんとうに切りがなくて、そういう視点を持ってしまうとほんとうに何とかならないかなと山を見るたびに思うんですが、ぜひ重点化は願うところですので、電線の地中化はいろいろ困難な面もあると聞いておりますが、ぜひ精力的、重点的にお願いしたいと要望して、景観についての質問は終わります。

#### (ユニバーサルデザインについて)

もう1点、お願いします。ユニバーサルデザインについて伺います。これも本会議で答弁いただいたことをもう少し細かく伺いたいと思うんですが、障害者団体との歩道の共同点検や意見交換を行っている、行っていくのだというご答弁がありました。9月にも共同点検が予定されていたと聞いているんですが、天候などの理由で延び延びになっていると私も承知しています。それはそれとして、今後の障害者団体などの歩道の点検、意見交換の今後の予定、今後継続されるのか、頻度はどの程度のものなのか、共同点検、意見交換についてお話しください。

小島道路管理課長 道路のバリアフリーについてでございますけれども、この8月に県政出張トークの1つのテーマとして、ボランティアセンターで身障者の方とお話し合いをいたしました。その話の内容は、具体的な箇所の内容は当然多くございますので、9月に共同点検をしようということになったんですけれども、たまたま台風が来てしまったので日延べをさせていただいて、現在、11月に日程調整をして何とか共同点検を行いたいと考えております。

今後の開催についてでございますけれども、意見の内容が個々具体的なことが多いですので、まず共同点検をやって、その後意見交換をする方法など、開催の仕方についての検討が必要かなと考えております。開催の頻度等につきましては、年に1回程度、時によっては開催の考え方や場所を変えたり、点検の場所も変えたりということで、いろいろな工夫をしながら共同点検と意見交換に取り組んでいきたいと考えております。

仁ノ平委員 今回は甲府駅近辺というか、甲府中心街での共同点検だと車いすの方から聞いています。今回は甲府なんですけれども、ぜひ郡内でも計画されたり、

峡南でも計画されたり、各地で行われるといいなと思っておりました。よろしくお願いいたします。

さて、その意見交換、共同点検なんですけど、出席いただく障害者の方をどのように選んでいるのかをお聞かせください。

小島道路管理課長 8月の意見交換会につきましては、県のボランティア協会と県の障害者社会参加推進センターなどに依頼しまして、そこから推薦をいただいた団体の中から出ていただいたという形をとっております。ただ、地域も変わりますと、出席する方が、その地域のことをよく熟知しているかわからないところもありますので、今後、ボランティア協会などの意見も聞きながら、多くの方が参加できるような形も必要かなと考えております。

仁ノ平委員 ぜひ、いつも同じ人でないようにお願いします。障害者団体のトップの方が出てこられるので難しい面があるのは承知しているんですが、同じ車いすの方でも女性と男性では感じ方が違いますし、同じ障害を持った方でも微妙に力点は違いますので、また地域によっても違いますので、ぜひ毎年、開催される中で違う方が出てこられるような工夫をされるとありがたいなと思います。

さて、先ほど、最初の質問のご答弁で課長がすごく正確に、ユニバーサルデザインではなくてバリアフリーという言葉をお使いただいたんですが、この共同点検、意見交換は、あくまでもバリアフリーだと私も思うんですね。というのは、でき上がった道路についての意見交換であり、共同点検であるので、それが生かされて新しい歩道、道路をつくる時に役立てばユニバーサルデザインになりますが、あくまでも現在あるものの改修についてのご議論だろうと思うのです。

そこでこんな話を紹介したいんですが、ある車いすの方にいつも伺うんですが、南アルプス市のある小学校で車いす用のトイレができた。あるいは、甲府市議会で車いすの方が入りやすい傍聴席になった。でき上がってから、その方のところに、よくしたから見にきてくれ、こういうものができたから見にきてくれというお話があるそうなんです。得意げにそうお誘いを受けるんだけど、行ってみると、たくさんのふぐあいがあって、南アルプス市の小学校に至っては、彼の車いすにとっては小さ過ぎて入れなかったという笑話があって、大変むだでもったいなくて、その彼によると何で先に呼んでくれないんだという話なんです。必ずでき上がってから呼んでくれる。ユニバーサルデザインの考え方からすると、障害者から事前に意見を聴取するシステムを念頭に置いた、意見聴取や意見交換、共同点検であることを忘れてほしいということをここで申し上げておきます。

そのことと関係するんですが、本会議で、「県庁舎や教育文化施設、福祉施設などの県有建築物についても従来よりバリアフリー化を行ってきましたが」というご答弁があって、それはそうだと思うんですが、実は車いすの方々が事あるごとに私に、何でこんなふうにつくってしまったのかと一番訴えられるのが、甲府の北新の福祉プラザの駐車場から事務室に入るスロープが急勾配過ぎて使えないということです。そこで働いている事務の方からも伺います。入ろうとするドアも重くて車いすでは開けられない。雨が降ると傘を差してとても使えない。何で県の福祉プラザでこんなスロープをつくってしまうんだと伺って、本会議での「従来よりバリアフリー化を行ってきましたが」とご答弁されるとほんとうかなと思ってしまいます。何年か前の建物ですのでいたし方ない面があるんですが、これなども事前聴取をしてい

ればこんなことにはならなかったのにとつくづく思うのです。この北新のプラザのスロープの急勾配を車いすの方が使いにくいという訴えをご存じかということと、今後の対応について、もしお考えがあればお話しください。

山本営繕課長 福祉プラザのスロープにつきましては、当時の基準に沿い、施設設置者とも十分協議をする中で設計施工したものです。たしか基準の8分の1以上の勾配になっていると思います。今、先生がおっしゃったような意見もあることは全部、承知しております。今後の対応につきましては、関係部局と十分協議する中で対応を検討したいと思います。

仁ノ平委員 もう1点。そのスロープを、ジェットコースターを上ってドアを入ると会議室になっているんですね。障害をもった方々がそこで会議をされるんですが、その部屋が何とも狭くて、車いすの方はそこを動けない。ドアをあけて入ったお部屋についてもまた一緒にお考えいただくとありがたいと思います。

最後になるんですが、本会議でユニバーサルデザインについて熊本県の例を出して、県有建築物だけでなく市町村の建築物への働きかけもまた必要ではないかというあたりを表現したつもりなんですが、ご答弁の中では個人住宅へのアドバイスということは伺えたんですが、市町村建築物への働きかけということでは伺えなかった気がします。今後、どうするかについて教えてください。

山本営繕課長 私どものところで作成しました公共建築のユニバーサルデザインの指針につきましては、あえて山梨県とうたわないうで公共建築とうたいました。その心は、県でつくった指針ですけれども市町村の方にも参考にさせていただきたいということで、県のホームページにも掲載をしております。それから、8月26日に県と市で構成しております山梨県営繕協議会におきまして、この指針を中心にユニバーサルデザインの研修会を実施いたしました。

仁ノ平委員 今回、一般質問の中で何度かUDに限らず、深く、広く言葉を使わせていただきました。ユニバーサルデザインについても思考を深めると同時に県下に広げていくという視点で、ぜひ今後も民間、そして市町村へも県が働きかけをして、迅速に、精力的にUDを進めていただければと願っております。質問はここまでにします。ありがとうございました。

#### (景観形成について)

白壁委員 先ほど景観形成の関係で5市町村と言われたんですけれども、再度、お示しいただけますか。

野田美しい県土づくり推進室長

富士河口湖町、山中湖村、南アルプス市、北杜市、忍野村でございます。

白壁委員

この辺は世界文化遺産絡みの中で、どうしてもバッファー地域、いわゆる緩衝地域ということで景観条例を制定しなければならない。その前の段階で、富士北麓地域に合った景観形成をしなければならないということでやられているとは思いますが、そこで富士吉田市が抜けているんですけれども、この辺の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

野田美しい県土づくり推進室長

今、先生のご質問にあったように、富士吉田市につきましては現在、具体的な景観計画に対する取り組みは聞いておりません。私どもとしては、いろいろな会議等を通じて、富士吉田市に働きかけを行っているところでございます。

白壁委員

本来からいうと、県が主導で、県で条例があるわけであって、途中で投げ出しているというか、自主性を重んじて地域の中の条例化ということで、そちらに任せてあるわけですけども、私も前、一般質問でしたと思いますが、県が全体的な条例を区分分けをしながらかけていくのが本来からいうと一番いいわけなんです。それを、自主性を重んじる中で、例えば富士北麓地域が今、世界文化遺産の話があり、自分たちが地域の中でやらなければならないからやり始めている。

私の地元の富士河口湖町は相当前から景観形成についてやってまして、サイン計画もあるし、集合看板ももちろんつくっているが、地域の中で温度差があるんです。河口湖ばかりやるとほかのところと差がついてしまって、ほかからかなり言われる。その当時、たしか県にサイン計画とお願いしたら、それはできるとかできないとか、県がやらないのに市町村がやるとは何事だということがありました。

いずれにしても市町村に温度差があってはだめなんです。いわゆる考え方、とらえ方に差があってはだめなんですよ。その辺の調整をしっかりとっているかどうか。これは指導という言葉はあまりよくないんだろうけれども、県が中に入って指導的にやらないとできないと思うんです。もっと強くやらないとできないということと、富士吉田市も入れなければ絶対にだめです。これもお願いではなくて強く行かなければだめだと思うし、そうしないと知事の言われている23年に間に合わないですよ。どうでしょう。

野田美しい県土づくり推進室長

世界遺産の話がありますけれども、私どもは景観について、特に先生の昨年の話からしているんですが、富士北麓地域につきましては景観の勉強会を何回か行ってまして、昨年3回、今年も何回かやりますので、その辺で富士吉田市さん、あと鳴沢村さんに取り組んでいただくことが非常に重要ではないかと思えます。

また、私どもとしても、今の先生のお話にありましたように特に富士吉田市、鳴沢村については必要だと思いますので、過日、市長さん、村長さんをお願いをしてきた次第でございます。

白壁委員

知事がせっかく富士山の世界文化遺産登録をやると言っているんだから、景観形成をやらなければ登録できないじゃない。そういうことを言ってるわけ。皆さんの仕事が文化遺産とは関係ないことは百も承知。だけど、景観形成をやっていかなければならないじゃないですか。そのために皆さんが力強く市町村を指導的にやっていかなければ、みんな、てんでんばらばらなんですよ。みんな、違う方向。高さはどうするの。うちの地域はここに工場誘致をしたいけど、どここの市はできませんとか。色はどうするの。うちの地域はこんな色の建物があるから色を規制されると困りますとか、うちの地域はこの高さ以上にすると困りますとか、いろいろあるんですよ。こういうものをちゃんと調整していく。それがやはり県だと思うんです。市町村に任せておいたらばらばらになっていく。それを審議会の中で協議する。だけど、

やっぱりそれだけではだめだと思うんですね。

西海岸にはよく行くんですけども、西海岸もちょっとビル群で裏に入るとあまりいいところはないんですが、例えばいい景色のところがあって、庭がしっかりあってってきれいじゃないですか。スイスなんかもきれいですね。ああいう景観形成が必要なんです。

ただ、東洋というのはとかく経済的におくれていますから、どんどん規制の中の限度、限度でずっと来てしまったものだから、ああいう形になってしまったんですけども、この辺でやはりしっかりと締めるものは締めていかないと。ということは規制をつくらないということですから、ぜひ頑張ってくださいと思います。

### (観光地における歩道の除草について)

景観に絡みまして、私が住んでいるのは、今、お話ししたように富士河口湖町。あそこは観光客が多いですね。年間1,200万、300万と来るんです。この人たちが車で来たり、電車で来たりしてまず最初に言うことが、歩道の草がすごいですねとか、雑草がすごいですねって言われるんです。最近、やっときれいにはなりつつあるんですが、皆さん来られたらびっくりするぐらい植樹帯が草だらけなんです。そこで土木の支所をお願いするんです。「何とかあそこの草刈りをしてくれないか」と言うと、「いや、白壁さん、予算がないんですよ。年に1回、できるかできないかぐらいのものなんですよ」「ああ、そう。じゃ、私が草刈り機を持って行ってやるけど」「まあまあ、何とかやりましょう」と言って1回だけやってもらったんですね。あとはあなたがしなさいという意味ですから私やりますけれども、観光立県山梨だと言いながら、何で観光地で草だらけなんですかね。

お金がない、予算がない。であれば知恵を働かせばいいんだらうけれども。予算がないって言うんですけども、年間に富士北麓地域、吉田支所、もしくは富士東部圏域に、どのぐらいの草刈りの予算を盛っておられるのか。その草刈りはどういう単価でどう決めてるんでしょう。例えば面積を出して、掛け平米当たり何円だとか。いや、そうではなくて、今まで長い歴史の中で毎年、予算を切られていったから、最終的にはこの金額で、今もこうで、来年もこのぐらいの金額になるんですよとか、どういう方法で決めているんでしょうか。

小島道路管理課長 草刈りの労賃を今私も承知しておらないんですけども、委託の考え方は、草刈りをするときの機械によりまして、草刈り機で刈る場合と、もっと大型のもので刈る場合でそれぞれ標準的な歩掛がございまして、それに必要な面積を掛けて単価を出すような、いわゆる委託費を出すような形で計上し、入札をして業者に出している状況でございます。

白壁委員 ということは、面積はちゃんと把握されているわけですね。

小島道路管理課長 はい。

白壁委員 面積が把握されていて、いわゆる代価表的なものの中で歩掛があって、それで平米単価を出して行って、それで面積を掛けていく。それをあれとあれとこれとを合わせて行って幾らぐらいという形の中で、委託か何かわかりませぬけれども、入札行為の中で発注しているということですよ。ということでもよろしいわけですね。それは年に1回だけやるものでしょうか。

小島道路管理課長 県の管理道路ですと、幹線道路では2回ぐらいできますけれども、一般的な道路になると、県全体で見ますと1回程度の予算になろうかと思います。

白壁委員 草は春先から生え始めて、夏、1回刈って、もうぼちぼち刈りたいぐらいのところなんですね。甲府みたいに道路がすごくいいところはいいんですね。草が生えにくいところはいいです。我々のところは、周りが全部山ですから、ちょっと種が飛んでくると次の年には相当な草が出ます。いずれにしても、やはり観光立県山梨なんですよ。県外のお客様だとかが来られたときに草だらけだというのはあまりよくないですね。

そこでお伺いしたいことは、いわゆるアダプトプログラムのもの。これが数年前、6、7年前ですかね。里親という名前はよくないということになって、それでもアダプトシステムとかプログラムって残っていると思うんですけれども、今現状、どの程度の委託をされているか。委託的にというか、管理を任せているのか。把握できていたら、北麓地域近辺だけでいいんですけれども、お示しいただきたいと思います。

小島道路管理課長 申しわけございませんが、県全体は把握してございますけれども、地域別は今、手元にはございません。

白壁委員 県全体でどのぐらいですか。

小島道路管理課長 県全体では、平成19年度末で71団体ございます。先生のお話なさったとおり、この制度は平成15年度から取り入れましたので、15年当時は15団体でしたけれども、県民の皆様方のご協力で71団体までに増えてきた状況になっております。

白壁委員 71団体。これも知恵を使いたいいわゆる管理手法の1つでしょうし、こういうものを積極的にしてほしい。例えば、この間、市長にもお願いをしたんですけれども、富士河口湖高校の前に歩道がずっとあって、その通りから行って、上からスバルラインからおりてきて富士吉田のバイパスにぶつかる近辺の植樹帯は極めて悪いですね。こういうところは特に環境教育の一環として学校の子供たちに任せるとか、そういうことをやっていって、道路管理で現地を見回したときに、ここ汚いなと思ったら、これを何とかどこかに委託してお願いをすることはできないかとか、考えてほしいんです。

知事が言うじゃないですか。前例がない、お金がない、そんなことを言うな。知恵を絞れ。そのぐらいのことは考えていただきたいと思いますので、ぜひお金がなければ知恵を使いましょう。ぜひよろしく願いいたします。

#### (河川改修について)

もう1点、河川の関係なんですけど、この間、知事がひざ詰め談義までいかなかったんですが、忍野村に来られまして、そこで知事にいろいろなお願いを地元からしました。そのときに、忍野村の河川の改修について地元から相当な要求、要望がありました。この辺についてはこちらに来ているのでしょうか。

もう1点。桂川の下流域に新名庄という川がありまして、新名庄川は昔から景観がすばらしくきれいなところなんですけど、下流に行くと、自転車やいろいろなごみが捨ててあるところに上に砂がかぶっていて、ちょっと流されると下にゴミが出てくるんです。あそこの川ざらいをお願いをしたいという

話も相当ありましたけれども、忍野の忍草からお話を聞いているかどうかお願いします。

樋川治水課長 具体の河川は新名庄川だと思います。そこについては景観上、非常に重要なところであり、河川改修についても話は来ておりますけれども、いろいろな関係者と協議をした中で実施できないような状況でございますので、検討課題としてお話は聞いております。

白壁委員 上流の桂川は昔、農務で土地改良をやったところですね。あの辺の川の件も出てました。それは聞いてないですか。

樋川治水課長 具体の河川は新名庄川だけしか聞いておりません。

白壁委員 具体的にはうちの地区に、いわゆる配水池があるんですよ。配水池近辺の両サイドは昔の空積みになっている部分と土羽で切っただけの部分があるんですが、古いですから石で積んであるところはほんの少しなんです。橋の両サイドのかための部分だけは少し積んでいる。あとはみんな、土羽なんですけれども、その土羽が崩れている。両サイドは管理道路になっているんですけれども、管理道路が崩れているから狭くて使えない。管理道路だから歩いても使えるんでしょうけれども、こういうところがある。それと、崩れて埋まっているごみがある。だから、この辺の話も出てたんですけれども、再度、確認をしていただきたいと思います。

それと新名庄についてはどういう関係でできないんでしょうか。何か原因があるんでしょうか。

樋川治水課長 現時点で河川の改修の計画には載っていないという点もあります。非常に自然が豊かで景観上も非常に重要な地域ですので、具体の場所等を現地と協議をしながら今後、検討をしていきたいと思っております。

白壁委員 改修をしたり、しゅんせつをすると景観を壊すと思われるのは困ります。景観を元に戻すための改修ですから、そう考えてください。保つための、もしくはその昔に戻すための改修。確認できていると思いますけれども、あそこには希少植物に指定されたものがないのでできません。今、両サイドが木製のものがきれいに護岸ができているところがあるじゃないですか。川でもそういうものを作って、桜の木があってほんとうにきれいなんですね。県の職員の方でカメラをうまく撮る人がいて、知事の後ろに写真がありますけれども、あの写真なんかはまさしくあの辺で撮ったものなんですけど、すばらしい景観だと思います。

あの地域は、富士山の世界文化遺産登録に今、名乗りを上げているところなんですね。ただし、おかしいかな、あそこは白地なんですよ。国立公園区域外というところ。今のうちが一番ベストだと思うんです。これからますます、あそこは景観条例で締めていきますし、景観条例は自分たちでつくるものですから自分たちの計画に沿っていけばいいわけですが、あそこがコアになるわけではありません。あの先の八海がコアになっている。八海がコアになると文化財保護法にかかってくるんで、ちょっとやそっと、今度は皆さんが何をやるうとしても5年間の中で計画を入れなければならないようなものになるので、今のうちがチャンスかなと思いますのでぜひ。

もう1点。けさ、山を越えてきました。山を越えるところの河川って

いんです。道路もいいです。我々のところよりずっといい。向こうへ行くと道路が狭かったり、ガタガタだったり、急に曲がっていたり、ひどいところはいっぱいあるんですね。こっちへ来るといい。

今、台風だけじゃないですね。ゲリラ的豪雨によって流される河川が相当あるんです。河川も、あそこは何とか護岸を直しておかないと危ないよと言っても、道路はつくって改修をしていく責任があるけれども、河川は流しておけばいいんだというもとのとらえ方があるという風潮があって、河川費というのはお金がないと言ってなかなか改修してくれないです。

忍野のその地域も同じなんです。万が一、ゲリラ的豪雨が来たときには何が起きるかわからない。それと、富士北麓地域って特に河川は少ないんですが、北南の御坂山系の河川は今まで何回も、直近では58、59の災害があり、その前も、今いやしの里になっている根場での災害もあり、結構被災してるんですが、こういうところも予算がしっかりついていないことがおかしいと思うんです。この辺もぜひこれからの計画の中でしっかりやっていていただきたいと思います。とりたててあそこを何とかしろと言っても、県の管理しているところ全部ですから、ぜひ北麓地域にも目を向けていただきたいと思います。

#### (精進登山道の整備について)

もう1点、精進登山道について。この間、キノコとりに行きまして、林道をずっと回っていきまして、一番上の軽水からずって行って、精進登山道まで行きまして、精進登山道もきれいになっているなと思って下っていったらガタガタなんです。精進登山道の工事は今、下からほんの少しずつやってるんですね。精進登山道の今、現状がどうなっているか、把握できているでしょうか。

小島道路管理課長 精進登山道については、1合目から5合目まで県道として管理しておりますけれども、雨水により路面が大分荒れており、洗掘されて石張りに段差があったり、案内看板も不足している等もございましたので、平成19年度に環境庁とも現地で調査をいたしまして、登山道の補修を9カ所やったり、案内看板を15カ所足しました。作業道的な細い道が何カ所か横断しているようなわかりにくいところに看板を出したりした事業を平成19年度に約2,000万の予算で完了したところでございます。また、現地調査して補修が必要なところがあれば、計画的に検討してまいりたいと考えております。

白壁委員 登山道というのは交付税の中に平米当たり幾らぐらい算入されているかご存じですか。これ、県道ですよ。県道ということは、その管理費用が交付税の中に平米何十円かは間違いなく算入されていると思いますよ。山梨県中、あらゆるところに登山道ってあります。登山道なのか林道なのかというと、よくわからない登山道もありますけれども、登山道は山ほどあります。我々の地域の中にも登山道がいっぱいあるんですね。特に富士山に登る4つの登山道があって、精進登山道は昔の船津登山道とぶつかって、船津登山道は途中までが林道に今、変わっているようですが、去年から精進湖でウォーキングの大会を始めているんです。今年もウォーキングをやります。

歩いて見るとわかるとおり、ほんとうに悪いところだけというか、ちょっとえぐられたところだけ、ほんの少し直してあるだけなんです。下のほうが今、石畳というか、石が少し張ってある。こういうものは、毎年、計画的にしっかりやって改修をしていていただきたいですね。今、トレッキングブ

ームなんです。キノコをとりに入る人たちばかりではなくて、歩こうという人たちが相当いるもんですから、この辺についてもぜひ継続的に、計画的にやっていていただきたい。

今年の計画はあるのでしょうか。3月まであるんじゃない？

小島道路管理課長 平成20年度につきましては、昨年、整備をしたことから特に予定はしておりません。

白壁委員 ないんですかね。毎年3月ぐらいにやるんじゃないですかね。繰り越しか何かで、明許が何かで。だんだん予算が厳しくなってお金がないから。でも、お金がないことはないですね。今、自立・活性化交付金で相当のお金がどかんと入ってきますからね。準公分が減ったって、その分を上回るだけの、2分の1なんて、こんな有利なものが出てきたわけですから、ポンポンでもないですけれども使えるわけですね。ぜひその辺も考えてやっていただきたいと思います。

#### (御坂トンネルの維持管理について)

御坂トンネルは毎年、何億もかけている。たしか40年の前半か30年の後半ぐらい。もう40数年たっていると思うんですが、あそこは水は出るわ、工事ばかりで、年間では相当なお金が維持にかかっていると感じるんですけども、あれはずっとあのままとせるつもりでいるのでしょうか。

小島道路管理課長 御坂トンネルにつきましては、無料化になることから県で直接管理しているわけですが、今回は建設以来、初めてになるんですけども、道路照明が老朽化しておりますので道路照明をそっくり取りかえる工事と、天井板がコンクリートの板できてまして劣化している部分を取りかえる工事を主にやって、これからも管理をして使っていきたいと思っております。

白壁委員 あのトンネルは何年たってますか。もう40年はたってるでしょう。また1日どのくらい通るかわかっていますか。

小島道路管理課長 おそらくもう40年以上はたったと思いますけれども、正式な完成した年度は今、ここではわかりませんが、現在の交通量は1日に約1万台と考えております。

白壁委員 月に30万台というと、間違いなく費用便益比b/cの値が1を超えるんですね。またb/cも評価が変わるような話じゃないですか。便益も変わったり、評価手法も変わってくるということですが、もうぼちぼちあそのトンネルも考える時期に来てるのかなという感じもしたんですが、もういつもぬれているトンネルというのは古いトンネルか、御坂、新御坂トンネルなんですよ。いつも道路がぬれているトンネルはその2カ所なんですね。ここでどのとは言えないでしょうが、ぜひその辺も考えていただきたい。

予算ですが、1億5,000万はすべて電気の取りかえ工事に使うお金ということでしょうか。

小島道路管理課長 1億5,000万は照明灯の取りかえ工事です。

白壁委員 天井はなしで。

小島道路管理課長 天井はなし。天井板とはまた別な話でございます。

白壁委員 なかなか限られた予算の中ですべての要望を満たすことはできないでしょうけれども、いろいろな知恵を絞れば、少しはできるものもあると思うんですね。ですから、ぜひ県職員の優秀な頭脳で知恵を絞って、お金がなければ知恵を絞る。ぜひそんな感覚で、富士北麓だけではないですけども、全県的に知恵を絞っていただいて、県民が生活しやすいように、そして県外から来られた観光客だとか、いろいろな人たちがまた来たくするような景観であったり、道路行政であったりするように、ぜひご尽力いただきたいと思います。以上です。

(河川内のアカシアについて)

鈴木委員 今、河川の話が出たんですけども、河川の中に草が生えたり、木が折れたりということで、特に、地域的にはどうかわかりませんが、うちのほうで、アカシアが15年ぐらい手が着いていない1級河川があるんですね。確かに予算がないんですけども、こんなになってくると、今は来ないですけども、大きい台風が来たとき、死者が何人も出たりしたらどうしようかなんて言っているんです。県で若干ずつはやっていただいているんですけども、うちの地域ばかりではなくてやはり現状を把握していただくことと、予算がない中で、全部とはいきませんが、ある程度、それを切っていただく。大きいものが川の真ん中にあたりすると、大水が出れば必ず詰まりますよね。そうすると、やはり川を決壊させることになりますので、山梨県下の現在の河川の状況、特にアカシアがどうなっているのか、今後、どうしていくのか、その辺をお聞きしておきます。

樋川治水課長 委員ご指摘のように、最近、大きな洪水がないものですから、釜無川とか日川とか、そういう大きな川にはそういった問題が各所で出ております。私どもの対応といたしましては、河川管理上、支障のあるところを優先的に現地調査した上で、対応をしていっております。

鈴木委員 私のところは重川になるんですけども、もうやってもらっているんですよ。だけど、アカシアはこれぐらいのものが1年たつとこれぐらいになるんですよ。非常に旺盛なんですよ。やはりこれを見ていると、また、5年放っておいたらどうすればいいかなと気になるんですよ。1級河川ではなくて、雑川みたいに見えるんですけども、やはりやっていただかなければならないという場所は各地区にあると思うんですよ。それを、今、どうこう言ってやれとかは言いませんけれども、12月ごろの議会前に、各地域で調査していただいて、うちもやらなければならない場所があるんですよ。ただ、うちばかりというわけにはいきませんから、その辺を把握していただいて、その後にも話し合いができたらなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

樋川治水課長 おっしゃるとおり河川管理上、必要な調査をした上で対応してまいりたいと思います。

**主な質疑等 森林環境部関係**

第九十二号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第二項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第二条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第九十九号 訴えの提起の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**所管事項**

質疑

**(乙女鉱山の活用策について)**

皆川委員 県有林課へ質問いたします。甲府市を流れる荒川の奥地にかつて水晶などが採掘されたという乙女鉱山があるということで、最近、新聞等で報道されておりますけれども、そこは今現在、県有地になっているかどうか。また、甲府市の荒川の源流といたしますけれども、場所は甲府市なのか。あるいは、乙女高原が山梨市にあるんですけれども、乙女鉱山は山梨市なのか、その辺をお伺いします。

杉村県有林課長 山梨市の琴川ダムの上流に柳平という集落がございます。そこから大弛峠へ抜ける林道の途中から西のほうへ入ります。柳平から林道で約2キロ、林道からさらに2キロ程度西のほうへ入ります。そこは荒川を挟んで左岸側が山梨市の牧丘町、右岸側が甲府市になります。乙女鉱山本体は山梨市の牧丘町になります。川を挟んでも乙女鉱山の一部がありまして、その右岸側については甲府市の市有林となっております。山梨市の分は県有地の中に入ります。

皆川委員 今の説明だと、荒川を挟んで甲府市の市有林も一部入っている。ということは、山梨市のものであり、甲府市のものであると。全体的に県の所有地ということ？ 県有林の中にあるということ？

杉村県有林課長 いわゆる乙女鉱山として県有地を貸し付けていた部分は山梨市牧丘町の区域に入ります。県有地としては山梨市分しか貸しておりません。

皆川委員 わかりました。乙女鉱山は、私も小さいころに聞いたことがあるんだけれ

ども、そもそも歴史的にいつごろ採掘が始まって、どういうものを採掘したのか。水晶と言っているけれどもね。歴史的な経緯を教えてください。

杉村県有林課長 かなり古い話かと思うんですけども、かつては水晶の産地といいますが、珪石の産地として知られていたと聞いております。県としましては、昭和10年に軍事ガラス工業の勃興により珪石の需要が増加したことから、当該地域の珪石の採掘を始めたとの記録がございます。昭和33年には乙女鉱山株式会社が鉱業法に基づく鉱業権の登録をしたため、県は鉱業用地として昭和62年までの間、県有地の貸し付けを行っております。鉱業権の採掘申請の中には金銀銅とかも含まれておりますが、そこでは主に珪石を採掘していたということです。近年まで採掘されておりましたけれども、昭和62年には乙女鉱山との賃貸借契約を解除しております。その後は現在に至るまで採掘されない状態で残っております。

皆川委員 新聞によりますと、採掘された水晶は質、量とも県内随一の規模であって、日本式双晶と呼ばれる水晶の産出地としては世界的にも有名と書いてある。新聞によると世界的にも有名な鉱山だったってことですね。それが閉山になってしまったということなんですけれども、現在はどのような状況になっているか話してください。

杉村県有林課長 昭和62年に賃貸借契約を解除した後は、会社のほうも保全的な処置をしないまま倒産したような形になっております。県としましては、場所的にも坑道の跡といいますが、採掘した穴が幾箇所も残っていたり、非常に崩れそうところも見受けられますので、林道から乙女鉱山に入る入り口、作業路が入っているんですけども、その入り口のところにバリケードを張って一般車両は通行できないようにし、しかも坑道付近には立て看板等を55枚程度設置して、立ち入りの禁止と危険の周知という看板を設置しております。

皆川委員 テレビで放送してから随分、盗掘が多くなったということで、この盗掘する者を今、ただ看板とバリケードを立てて入れないようにしているんだけれども、現状は入る気になればどんどん入れるということですか。

杉村県有林課長 林道端にバリケードをつくっておりますが、広い林地ですので、わきからすり抜けたりして入ったりしますので。県としてもそこで常時監視もできない状況ですので、今はバリケードと看板で立入禁止、危険地域と周知を図っているという程度にとどまっております。

皆川委員 とにかく現在、この問題がクローズアップされるようになってから、水宝連とか、そういう水晶あるいは宝石をやっている人たちの団体が、これは日本の産業史と言いますか、水晶の産業史を実感できる宝石産業文化財と考えて、これを保護して、さらにはそれを観光と結びつけて、産業振興、観光振興に活用したらどうかということ、新聞によるとシンポジウムか何かを開いて積極的にやろうという検討をしているようでありますけれども、この点につきまして、県としてはどういう対応をするつもりでしょうか。

杉村県有林課長 まず森林環境部としてということでお話をしたいと思うんですが、水晶の業界が活用策を検討されており、先ほど先生がおっしゃったシンポジウムも開いているということは承知しております。産業振興とか観光振興、産業遺

産、文化遺産ということについての取り組みはそれぞれ関係部局で考えることとなりますが、現在、商工労働部では業者からの情報収集をしている段階と聞いております。地主であります森林環境部としては、現地を活用したいということであれば、まず事業内容、活用方法と事業主体等を見きわめた上で県有地の貸し付けが可能かどうか、慎重に検討することにしたいと思っております。

仮に現地を活用することになって、一般の観光客が訪れることとなる場合は、現状では崩落等の危険も非常にあって、かなり大規模な安全対策を行う必要もあると認識しておりますので、事業主体がそういう必要性を認識していただければと思います。また、荒川を挟んでは甲府市の市有林になっていきますので、甲府市との連絡調整も必要かと思っております。

皆川委員 甲府商工会議所はこれについてのシンポジウムを開いたり、そういう形で大分クローズアップされている状況の中で、先ほど言われてましたように観光部とか、あるいは工業振興課とか、そういうところとの連携と申しますが、会議というか話し合いをしたことはありますか。

杉村県有林課長 情報交換は行っておりますけれども、具体的にどういう動きをするかということはまだやっております。今後もそれぞれの立場で関係各課と協力しながら取り組んでいきたいと思っております。

皆川委員 そうなると、やはり山梨市とか、甲府市とはこの件についてはまだ全然接触はないんですか。

杉村県有林課長 今のところ接触はしておりませんが、山梨市では琴川ダム周辺の振興策ということで、市でも乙女鉱山を調査したということは聞いております。具体的には甲府市、山梨市との接触はしておりません。

皆川委員 観光立県山梨でありまして、しかもジュエリー産業は山梨の地場産業ですよ。そういう団体が動いたり、商工会議所が動いたりしている以上、行政としてもやはり積極的にこの問題について、少なくとも庁内で協議ぐらいはして対応を考えないと、またまた行政がいつもブレーキになってしまうと我々がよく業者の方とかに言われるんですよ。そういった意味で、この問題は庁内として一体的に、全体で取り組んだほうが良い問題だと思いますので、そういう取り組みをする必要があるかどうか、部長にお伺いしたいです。

戸島森林環境部長 このお話につきましては、もちろん地主という立場だけではなくて、オール県庁として必要な部分については関係部局とも相談しながら適切な対応をしていきたいと考えております。いずれにしろ、これからの動きの中でその辺の判断もしていくことになろうかと思っております。その意識は十分にさせていただきます。

皆川委員 了解。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件に係わる県内調査については、例年9月定例会から12月定

例会の間に行うこととしているが、諸般の事情により、行わないこととされた。

以 上

土木森林環境委員長 山下 政樹